



室戸 市議会だより

発行/室戸市議会
 編集/室戸市議会
 議会だより編集委員会
 住所/〒781-7185
 高知県室戸市浮津25-1
 連絡先/0887-22-5140
 題字/谷 通子



平成25年度 市民表彰

平成25年12月第5回室戸市議会定例会 会期・日程

12月議会質問者



小 椋 利 廣
 上 野 祥 司
 堺 喜久美

月 日	曜日	会の種別	摘 要	月 日	曜日	会の種別	摘 要
12月6日	金	本会議	開会・提案理由の説明	12月13日	金	休 会	事務整理
12月7日	土	休 会		12月14日	土	休 会	
12月8日	日	休 会		12月15日	日	休 会	
12月9日	月	本会議	一般質問	12月16日	月	休 会	事務整理
12月10日	火	本会議	大綱質疑・委員会付託	12月17日	火	休 会	事務整理
12月11日	水	休 会	委 員 会	12月18日	水	休 会	事務整理
12月12日	木	休 会	事務整理	12月19日	木	本会議	委員長報告・討論・表決・閉会

〈第5回定例会議決結果一覧表〉

議案番号	件名	議決年月日	結果
議案第1号	室戸市課設置条例の一部改正について	25年12月19日	原案可決
議案第2号	室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について	25年12月19日	原案可決
議案第3号	室戸市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について	25年12月19日	原案可決
議案第4号	室戸市協働の森づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について	25年12月19日	原案可決
議案第5号	室戸市介護保険条例の一部改正について	25年12月19日	原案可決
議案第6号	室戸市印鑑条例の一部改正について	25年12月19日	原案可決
議案第7号	室戸市水道給水条例の一部改正について	25年12月19日	原案可決
議案第8号	平成25年度室戸市一般会計第3回補正予算の専決処分の承認について	25年12月19日	承認
議案第9号	平成25年度室戸市一般会計第4回補正予算について	25年12月19日	原案可決
議案第10号	平成25年度室戸市国民健康保険事業特別会計第3回補正予算について	25年12月19日	原案可決
議案第11号	平成25年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算について	25年12月19日	原案可決
議案第12号	平成25年度室戸市水道事業会計第3回補正予算について	25年12月19日	原案可決
議案第13号	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更について	25年12月19日	原案可決
議案第14号	安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について	25年12月19日	原案可決
議案第15号	平成25年度室戸ジオパーク拠点施設整備事業(改修建築工事)請負契約の締結について	25年12月19日	原案可決
諮問第1号	人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	25年12月19日	適任
認定第1号	平成24年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について(平成25年9月定例会付託分)	25年12月19日	認定
認定第2号	平成24年度室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(平成25年9月定例会付託分)	25年12月19日	認定
認定第3号	平成24年度室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について(平成25年9月定例会付託分)	25年12月19日	認定
認定第4号	平成24年度室戸市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について(平成25年9月定例会付託分)	25年12月19日	認定
認定第5号	平成24年度室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について(平成25年9月定例会付託分)	25年12月19日	認定
認定第6号	平成24年度室戸市障害程度区分認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について(平成25年9月定例会付託分)	25年12月19日	認定
認定第7号	平成24年度室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について(平成25年9月定例会付託分)	25年12月19日	認定
認定第8号	平成24年度室戸市水道事業会計決算の認定について(平成25年9月定例会付託分)	25年12月19日	認定
意見書案第1号	アスベストによる健康被害の救済と対策を求める意見書について	25年12月19日	原案可決
決議案第1号	議員定数調査検討特別委員会設置に関する決議	25年12月19日	原案可決

〈議案の説明〉

議案第9号関係 ◎平成25年度室戸市一般会計第4回補正予算について

歳入歳出予算は、それぞれ2億4,412万9千円を追加し、総額113億9,534万8千円とするものです。
 歳出の主なものは、退職手当9,452万4千円、私立保育所措置費3,102万1千円、障害者自立支援医療費2,331万6千円、介護保険事業特別会計操出金1,463万円、羽根小規模工業用地開発事業の変更工事費2,000万円等の追加及び、奨学資金貸付金558万6千円等の減額です。

議案第10号関係 ◎平成25年度室戸市国民健康保険事業特別会計第3回補正予算について

歳入歳出予算は、それぞれ47万3千円を追加し、総額37億6,050万2千円とするものです。

第5回定例会・議案の説明・一般質問

議案第11号関係

◎平成25年度室戸市介護保険事業特別会計第3回補正予算について

歳入歳出予算は、それぞれ1億1,118万5千円を追加し、総額22億6,275万2千円とするものです。

議案第12号関係

◎平成25年度室戸市水道事業会計第3回補正予算について

水道料金システム及び企業会計システムの更新に伴う委託料468万円、電気料金の引き上げによる光熱水費及び動力費459万円などを追加し、収益的支出の総額を3億94万円とし、また、羽根簡易水道大岸中継ポンプ場のポンプの取替工事費105万円を追加し、資本的支出の総額を3億536万9千円とするものです。

諮問第1号関係

◎人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

人権擁護委員に 小角 隆元 氏を推薦するものです。

12月定例会

《一般質問とその答弁》

小椋利廣 議員

☆室戸市の固定資産税について

問：共有林の固定資産税納税通知書は、代表者に送付されているが、代表者の高齢化や相続人の市外転出先も分からず徴収が難しくなっていると聞く。今後どのように取り組むのか。

答：代表者の高齢化や市外在住者の増加などさまざまな問題もあると思うが、地方税法第十条の二の「共有物件に対する地方公共団体の徴収金は、納税者が連帯して納付義務を負う。」となっていることから、今後も届出代表者に対する課税方法をとっていく。なお、代表者の変更は可能である。

☆韓国野球キャンプ誘致について

問：去年に引き続き韓国中学校野球キャンプが決定した。国立室戸青少年自然の家の稼働率向上となるこのキャンプを外国からの交流人口

の拡大につなげる計画はないか。また、支援の方法や内容については。

答：来年、再度、韓国中学校野球チームが室戸に来る。市としては交流を第一と考え、市内中学校、高等学校女子硬式野球チームとの交流試合等を予定し、意見交換会についても地元団体に協力を願っている。継続していくためにも、高知県国際交流協会の異文化出前講座開催事業などにより、一般の方々を対象に韓国語の学習会を実施していきたい。支援については、交流試合の審判やアナウンスなどの経費、通訳及びバス借上げ料等を補正予算に計上している。

☆学校給食について

問：室戸中学校は、学校統合による遠距離通学やクラブ活動の早朝練習等の生徒がおり、市内でも一番給食が必要な学校である。給食を希望しているのは、室戸中学校の保護者だけでなく、これから室戸中学校に通学することになる各小学校の保護者や生徒たちも待望している。中部給食センターの改修でも対応できるのではないかと。中部給食センターは、施

設の衛生管理基準の改正等により、消毒槽や食器保管庫などを増設したため、非常に狭くなったうえ、老朽化が著しい施設環境で調理をしている。室戸中学校については、中部学校給食センターの改築後に実施するとの答申を「室戸市学校給食検討委員会」から受けている。

☆芸東沿岸地域の大型定置網被害について

問：各地域の大型定置網が急潮流により大きな被害を受けたが、市はどのような支援対策を検討しているのか。また、高知県や高知県信用漁業協同組合連合会にどのような支援を要請しているのか。

答：大型定置網に大きな被害を受けた、佐喜浜、椎名、三津、高岡の各大敷組合は、事業再開に向けて努力をしておられ、市もできるだけの支援をしていく。県には、借入限度額の拡大や、貸付期間の延長及び利子補給の拡大のほか、新たな補助事業の要請を行った。高知県信用漁業協同組合連合会等関係団体にも借入限度額の拡大や貸付期間の延長、利率の引き下げについて協力を要請している。今後も関

上野祥司 議員

☆国の社会保障と税の一体改革が、市民生活に及ぼす影響について

一 地方消費税交付金の使途について

問：消費税により、地方消費税交付金は増額されるのか。市民には負担増となるが、予算編成時に、市民の世帯所得を上げる産業振興策に重点配分できないか。

答：地方消費税交付金の増額は見込めるものの、社会保障に要する経費としての予算としては充分ではない。産業振興事業は、従前から重要な施策と考えており、室戸産品販売促進事業や地域商品券発行事業などに取組んでいる。当初予算編成方針でも、農林水産業の後継者支援対策事業や集落維持・再生事業、室戸ジオパーク拠点施設整備事業など産業振興や雇用の確保に取り組むこととしている。

二 高齢者医療の今後について
問：七十歳から七十四歳の

期高齢者の医療費の自己負担割合が一割から二割になる場合の影響は。

答：今回の特例措置改正により、来年四月以降、新たに七十歳になる人から二割負担となる。現在、この特例の対象となっている七十歳以上の被保険者は引き続き一割負担の見込みである。改正の影響額を試算すると、入院の医療費を含め、一人当たり年間六万七千円ほどの増加となるが、高額医療費の適用分もあるので、実質はもう少し少額になると考えられる。また、六十九歳までは三割負担であるが、七十歳になると二割に負担割合が減少するので、被保険者の負担感は少ないと思われる。

☆室戸ジオパークについて

一、ジオ関連商品の現状について

問：室戸ジオパークのロゴマークを使用した商品が、百三十を越すと言われているが、その内容や詳細がわからない。商品名、値段、どこで入手できるか等の一覧表の公表はできないのか。今月の売れ筋ベストテン、おすすめ商品、新商品等の生の情報発信ができないか。

答：これまでに、海洋深層水を使った商品や農林水産物の加工品、キーホルダーなど、百三十七商品にロゴマーク使用許可証を発行しているが、販売実績等の把握はできていない。今後は申請者に対し、販売実績等の定期的な報告を求め、状況を把握していく。また、商品の一覧表や販売所、価格等について、室戸ジオパーク推進協議会で取りまとめ、公表することを検討している。

二、地域限定旅行業の導入について

問：ジオパーク拠点施設やその敷地内に、地域限定旅行業の事業所を設置して、経済活動に結びつけていく考えは。

答：着地型観光を促進するうえで、効果的な制度である。室戸ジオパークの拠点施設においても着地型観光メニューの提供や、オープン前のプレイベントの実施、ホームページでの情報発信等は重要である。周遊性と経済効果を高めるため、旅行者の育成や事業所の設置、主要なジオサイトを巡る観光タクシーやバスツアーの運行などの取り組みが大事だと考えるので、関係団体等の意見を聞き進めていく。

堺喜久美 議員

☆過疎の飲料水対策について

問：山間部の未給水地域に住む高齢者は、命の源である水の供給が脅かされる危険と隣り合わせで生活をしている。不便でも住み慣れた土地で安心して生活できるように、手だてとしてはどのようなことが考えられるか。

答：本市の中山間地域には、給水人口の基準などにより、水道施設の設置が困難な地域が多数存在する。対策としては、飲料水供給施設を、県の補助事業や市の整備事業により、平成二十年度から九施設の整備を実施した。市の補助事業については、上限を二百万円から三百万円に、補助率を十分の七から十分の八に引き上げている。また、水道の未整備箇所や世帯を推計すると、約三百世帯の方が個人や少数で運営している。この個人管理の施設については、集落での支え合いやボランティアの協力によって対応することなどについて、関係者の意見を聞き考えていく。

☆市民図書館の利活用について

問：大規模改修工事も終り、六月末から待望の新しい図書館が開館したが、市民の評価はどうか。また、今は閉鎖されている三階の活用はどのように考えているのか。名誉市民でもある、中川雨亭先生の貴重な作品をそのままにすることはいかがなものか。併せて、以前のクジラ資料室、教科書展示室を室戸市ゆかりの芸術家や市民の作品を展示する美術館的な空間にすることはできないか。

答：市民の声は「明るく広い。靴のままでも入館できる。返却ボックスが便利。」と概ね好評だ。多くの市民に利用してもらうため、蔵書検索がパソコンでできるよう改善に取り組んでいる。三階の活用についても、中川先生の作品を展示しており、周知に努める。また、他の空き部屋の整理を行ったうえ、写真展や市展の優秀作品の展示などを検討していきたい。

☆地域活性化について

問：平成二十七年に安芸広域エリアで開催される「東部地域博覧会」についての取組を聞く。

答：本市としては、本年八月に市民団体の代表者等で「東部地域博覧会室戸市推進委員会」を設置し協議を行っている。既存イベントの見直しや新しいイベントなど、地域の活性化につながる取組を進めていく。

問：これからは、室戸を売り出す「チカラ」として人材を見つけ、また、他所から人材を呼び込む手段を考えなければ室戸の活性化はないと思うがどうか。

答：大学との研究事業、ジオパークの専門員、地域おこし協力隊などの取り組みを広げていくとともに、やる気と情熱を持った人材を育てバックアップすることが大切だと考える。

問：これからは、いかに情報発信していくかが重要となる。必要とする人に届くようなウェブサイトを民間と一緒に立ち上げるのとができないか。

答：民間と車の両輪のごとく協力し合っていく。市のホームページの充実のため来年度予算に組み込んでいる。フェイスブックの利用も職員を中心に組織の立ち上げを検討している。防災や観光面でも効果的な利用ができるよう考えていきたい。

総務文教委員会委員長報告(抜粋)

平成二十五年十二月定例会

〔議案第一号 室戸市課設置条例の一部改正について〕

「防災対策課が設置された場合、大規模災害時の対応はどうなるのか。」と質疑があり、「災害時には、災害対策本部が設置される。今までどおり、そこが対応する。」と答弁があった。

また、「防災対策課は他の課とも関係する防災対策業務にどこまで対応するのか。」と質疑があり、「南海トラフ地震対策特別措置法の成立により様々な事業がふえた。防災対策課が中心となり取り組んでいく。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

〔議案第二号 室戸市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正について〕

「国、他の地方公共団体から派遣された職員に対し支給するということだが、災害派遣手当の金額については定められているのか。」と質疑があり、「金額については、滞在した期間と場所によって決まる。基準については、国に準じている。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

〔議案第八号 平成二十五年室戸市一般会計第三回補正予算の専決処分の承認について〕

「大平舟場線の災害復旧工事中の拡大崩壊のためとのことだが、変更分の契約は、どのような契約方法なのか。」と質疑があり、「この工事の変更分については、通常の変更契約で対処した。」と答弁があった。

採決の結果、本案は承認すべきものと決した。

〔議案第九号 平成二十五年室戸市一般会計第四回補正予算について〕

☆総務課関係
「情報管理費の十四節、使用料及び賃借料で、電算機器他賃借料千三百一十万円について、年間ではどのくらいの金額になるのか。」と質疑があり、「五年間でシステム利用料が約二億千円。パソコン、プリンターの機器の利用料が約五千四百万円である。単年度で購入するのが難しい財政状況であるので、五年契約で賃借している。」と答弁があった。

☆財産管理課関係

「五目、財産管理費、十一節、需用費の光熱水費について、

電気料金とのことだが、管理している対象はどこか。」と質疑があり、「市役所本庁舎、西庁舎、北庁舎及び旧椎名小学校の四カ所である。」と答弁があった。

☆滞納整理課関係

「印刷製本費の発注方法はどのようにするのか。」と質疑があり、「システムに対応する様式は規格が決まっているので、契約金額により対応していくことになる。」と答弁があった。

☆税務課関係

「二款一項八目、諸費、二十三節、市税還付金について、還付件数と金額はどのくらいか。」と質疑があり、「十一月末現在で法人関係と個人であわせて五十七件。還付金額は四百八十七万七千九百九十九円である。予算額が五百万円であるので、補正が必要になった。」と答弁があった。

☆人権啓発課関係

「三款一項六目、社会福祉施設費、十三節、委託料二百五十万円について、行当市民館の改修・耐震工事設計委託料のことだが、工期はいつまでか。」と質疑があり、「工期は来年の三月三十一日までを予定としており、完成しなければ繰り越しになる。」と答弁があった。

☆保健介護課関係

「三款一項三目二十節、障害者自立支援医療費二千三百三十一万六千円について、心臓手術費用ということだが、一人当たりの手術金額はどのくらいか。」と質疑があり、「九月に一件実施した分は八百十五万七千五百五十円。八月に実施した一件は百九万五千九百八十円であり、一件当たりかなり差がある。またこの金額は手術及び入院費用全体の金額である。」と答弁があった。

☆農林水産課関係

「五款二項三目、林業振興費、八節、報償費二百六十四万円について、有害鳥獣駆除報償費ということだが、補正金額はこれで足りるのか。」と質疑があり、「シカについては、昨年は駆除件数が百四十頭。今年は三百十三頭に増加している。月別の駆除件数を換算し、シカ九十頭分を。猿については、昨年の駆除件数の約三割増の百二十八頭分で補正額を計上している。」と答弁があった。

☆商工観光深層水課関係

「六款一項四目、工業用地開発事業費、十五節、工事請負費の用地造成工事費の二千万円について、補正となる主な理由はなにか。また、工期はどうなるのか。」と質疑があり、

「補正の主な理由は、切り盛りバランスが設計より約八%誤差が生じたのが主な理由である。また、工期は一カ月程度の延長を予定している。」と答弁があった。

☆建設課関係

「七款二項二目、道路新設改良費、二十二節、補償補填及び賠償金について、工作物移転補償費百万円の見積根拠について。」質疑があり、「金額については概算で補正しており、今後補償鑑定調査委託をしたのち、補償をしていくものである。」と答弁があった。

☆消防本部関係

「八款一項二目、常備消防費、十八節、消防救急救助装備品購入費百六十万八千円について。」質疑があり、「消防学校初任科へ入校するための装備一式を購入するものである。四月一日入校のため、それまでに購入する必要があり、補正で対応している。」と答弁があった。

☆学校保育課関係

「九款三項二目、学校管理費、十三節、委託料、中学校通学路擁壁改修工事設計委託料百四十四万五千円について、改修工事箇所はどこか。」と質疑があり、「羽根中学校校門から十五メートル程下のブロック

で、ひび割れが入って膨らんだ箇所がある。その部分の改修工事である。」と答弁があった。

☆生涯学習課関係

「九款一項五目、奨学資金貸与費、二十一節、貸付金七十八万六千円の減額について、奨学資金貸付金と入学準備金の貸付状況について。」質疑があり、「奨学資金貸付金は当初四十八名を予定していたが、三十二名の申し込みであった。入学準備金について今年度は申し込みがなかった。」と答弁があった。

次に、「七款四項二目、公園費、十三節、委託料、中央公園運動広場改良工事基本設計委託料百二十二万九千円について、この事業はどこから補助を受けて実施するのか。」と質疑があり、「独立行政法人日本スポーツ振興センターの地域スポーツ施設整備助成事業を利用する予定である。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

産業厚生委員会委員長報告(抜粋)
平成二十五年十二月定例会

「議案第四号 室戸市協働の森づくり基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について」

「環境先進企業との事業の協定期間は三年間ということだが、経過後はどうなるのか。」と質疑があり、「三年経過後も引き続き協定を結ぶよう企業に要望していく予定である。」と答弁があった。

また、「企業から三年間で九十万円の協賛金の提供があるということだが、具体的な使途は。」と質疑があり、「森林の整備や間伐体験学習、地元の元小学校との環境学習などの地域交流等に活用する予定である。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

「議案第五号 室戸市介護保険条例の一部改正について」

「市税の延滞金の割合の引き下げに準じ改正を行うとのことだが、延滞金の割合と特例について。」質疑があり、「国税及び市税の延滞金の割合の見直しに伴い、介護保険料に係る延滞金の割合を引き下げ

るための改正で、納期限後三カ月以内の場合は、特例で四三%とされていたものが、改

正後は三%に。納期限後三カ月を経過した場合は、特例の規定がなく十四・六%であったものが、改正後は九・三%に引き下げられるというものである。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

「議案第六号 室戸市印鑑条例の一部改正について」

「条項中、調製するとあるが、人の手を加え、内部の変更が可能ということか。」と質疑があり、「調製は、手を加えるということではなく、紙ベースの登録票の印影だけを画像読取装置で読み取り、磁気ディスクに保存するということである。」と答弁があった。

また、「外部からの侵入などセキュリティ問題についてはどうか。」と質疑があり、「基幹業務に組み込まれているもので、地震対策やセキュリティ対策を十分に取ったクラウド方式であり、現在考えられる万全の対策である。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

「議案第十一号 平成二十五年 室戸市介護保険事業特別会

計 第三回 補正予算について

「保険給付費の補正だが、介護サービス対象者は増加しているのか。」と質疑があり、「第五期計画で見込んでいた人数より、要介護一の方が二十

六名減ったが、要介護二・三の方が四十名増加している。また、要介護四の方は二〇名減っているが、要介護五の方が十名ふえている。介護度が重度化すると月の介護サービス

の限度額が大きくなるため、介護給付費等が不足したため補正である。」と答弁があっ

「議案第十二号 平成二十五年 室戸市水道事業会計 第三回 補正予算について」

「支出の動力費の補正について電気料金が増加したということだが、何%程度増加したのか。」と質疑があり、「一四%程度増加している。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

「議案第十三号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務及び規約の変更について」

「組合市町村負担金について丸山長寿園が民営化されると、室戸市の負担金についてはど

のように変わるのか。」と質疑があり、「平成二十五年度は三百四十八万二千四百九十九円。平成二十六年度は二百四十四万六千二百八十九円の見込みである。」と答弁があった。

また、「丸山長寿園の民営化で愛光園しか残らないが、組合議会の議員に変動はあるのか。」と質疑があり、「構成する市町村は現在と変わらないので、組合議員についても変動はない。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

「議案第十四号 安芸広域市町村圏特別養護老人ホーム組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について」

「民間に譲渡した場合の固定資産税の収入見込みはどの程度なのか。」と質疑があり、「老人ホーム等の社会福祉法人に対する固定資産税は、地方税法の規定により非課税である。」と答弁があった。

次に、「無償譲渡する財産に建物と備品は記載されているが、土地はどうなっているのか。」と質疑があり、「土地は市の普通財産であり、無償貸与する。その期間については、協議中である。」と答弁があった。

採決の結果、本案は可決すべきものと決した。

総務文教委員会委員長報告(抜粋)

決算認定

〔認定第一号 平成二十四年度室戸市一般会計歳入歳出決算の認定について〕

☆企画財政課関係

「二款二項六目、企画費の負担金補助及び交付金の不用額八十九万七千二百八十八円について。」質疑があり、「室戸市太陽光発電システム設置費補助金を三百万円予算化していたが、申請が十九件、二百五十万円程執行し、五十万円不用額となった。それが主なものである。」と答弁があった。

次に、「同じく負担金補助及び交付金で、室戸市地域づくり支援事業費補助金六百六十二万九千円について。」質疑があり、「元、崎山地区の集会所建築に補助した。県費補助を二分の一もらっている。この事業は集落の維持再生ということで、集会所を利用して地域が特産品づくりに取り組んでいくというものである。今後については、地域が自立的にいろいろな事業をやっているように地域おこし協力隊を中心に支援していく。」と答弁があった。

☆総務課関係

「十四目、防災対策費の十九

目途に完成の予定である。」と答弁があった。

☆財産管理課関係

「歳入で、住宅使用料の不納欠損額九十八万二千五百円の理由と時効について。」質疑があり、「室戸市私債権の管理に関する条例で、債務者が死亡した場合には不納欠損とすることになる。民法上五年で時効になるが、援用の申し立てがない限り滞納は残る。」と答弁があった。

☆滞納整理課関係

「住宅新築資金等貸付金元利収入の不納欠損額六百七十八万八千六百六十九円の理由について。」質疑があり、「室戸市私債権の管理に関する条例第十三条第一項第一号、生活保護の適用にかかるものが一件五十九万四千九十二円、同条例第十三条第一項第二号、破産法の適用にかかるものが一件六百十九万四千五百七十七円で、二件とも住宅新築資金貸付金である。」と答弁があった。

☆ジオパーク推進課関係

「ジオパーク推進費、十三節、委託料で、インフォメーションセンター運営事業費委託料五百四十四万円で、毎年委託料の額が変動しているようにだが、委託料の根拠について。」

☆市民課関係

「火葬場使用料六百四十二万円について、使用状況は三百七件とのことだが、一件当たりいくらかか。」と質疑があり、「市内居住者の十二歳以上が二万円、十二歳未満が一万五千元、市外居住者の十二歳以上が四万円。改葬は市内居住者が一万五千元、市外居住者が三万円である。」と答弁があった。

次に、「飲料水供給施設の水質検査について、年一回の実施だが検査回数根拠は。」と質疑があり、「水道法に該当する施設ではないが、室戸市飲料水供給施設管理運営規則で年一回検査を行うこととなっている。」と答弁があった。

☆選挙管理委員会事務局関係

「選挙運動用ポスター掲示板の設置数について。」質疑があり、「人口により掲示板数が定められており、室戸市では法定数が百九十一カ所である。昨年十二月の衆議院選挙時に百六十九カ所に減らした。」と答弁があった。

☆監査委員事務局関係

「工事監査技術調査業務委託料二十四万六百元について年間何件実施しているのか。」と質疑があり、「二十四年度は吉良川分団屯所である、吉良川防災コミュニティセンター

新築工事と室戸ドルフィンセンター建築工事の二件実施している。工事進捗率が二〇％時と八〇％時に、それぞれ二回実施している。」と答弁があった。

☆福祉事務所関係

「生活保護の受給者の推移について。」質疑があり、「平成二十五年八月末で受給者が八百五十人、五九・七パーミルであり、まだまだ率は高いが、受給者は減少傾向にある。」と答弁があった。

次に、「受給者に対しての就労支援について。」質疑があり、「就労支援員を雇用し、受給者に対し就労の支援を行っており、二十四年度は三人が就労した。」と答弁があった。

☆保健介護課関係

「老人福祉費の十九節、負担金補助及び交付金で移動入浴車派遣事業費補助金二百三万五千二百円について、この事業の対象者と派遣回数ほどのくらいか。また、利用者負担はどのくらいか。」と質疑があり、「平成二十四年度の対象者は八十一人。派遣回数は三百六十三回である。また利用者負担については、被保護世帯はなし。所得税非課税世帯は、派遣に要した費用一万二千五百円の三〇％。所得税課税世帯は同じく一〇％である。」と答

弁があった。

☆農林水産課関係

「新規漁業就業者生活支援事業費補助金の不用額について。」質疑があり、「補助の対象となるのは、出漁が一カ月に五日以上の場合であり、八月から十一月の間、出漁が五日未満であったため対象外となり不要額が出た。」と答弁があった。

次に、「鯨館指定管理者管理他委託料が、前年度より増額になっている理由について。」質疑があり、「鯨館の物品販売に使用していたスペースの半分程度を、ジオパークのブースとして使用することになった。それによる物品販売の損失補填分を見込んだためである。」と答弁があった。

☆建設課関係

「津波・高潮危機管理対策緊急事業県営事業負担金の実施場所について。」質疑があり、「平尾海岸と鹿岡海岸の護岸を補強した事業の負担金である。」と答弁があった。

☆建設課関係

次に、「港湾改修県営事業負担金の負担率について。」質疑があり、「率は、県の条例で定められている。県単事業一五％、港湾事業一三％である。」と答弁があった。

☆消防本部関係

「水門管理他委託料八十三万三千九百九十円について陸こう、水門の箇所数に変更はあるのか。」と質疑があり、「陸こう三十三カ所、水門十二カ所の計四十五カ所に変更はない。」と答弁があった。

計四十五カ所に変更はない。」と答弁があった。

☆学校保育課関係

「使用料及び賃借料の小・中学校の学校用地他借上料の学校の年間借上料について。」質疑があり、「佐喜浜小学校八十五万五千七百二十六円、旧入木分校二十二万三千五百八十一円、三高小学校百二万八千八百三十三円、旧室戸岬小学校五百六万二千六百五十六円、室戸小学校二百九十三万六千二百三十七円、元小学校九十万二千四百五十六円、中

川内小学校五万六千六百一十二円、佐喜浜中学校が百八万四千九百四十三円、吉良川中学校十二万二千七百六十四円である。」と答弁があった。

☆生涯学習課関係

「重要伝統的建造物群保存地区保存事業補助二千二百二十四万千円の補助率について。」質疑があり、「八百万円を限度としており、自己負担率は二〇％である。」と答弁があった。

産業厚生委員会委員長報告(抜粋)

決算認定

「認定第二号 平成二十四年度 室戸市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

「国民健康保険税の収入未済への対応について。」質疑があり、「二十四年度に滞納整理課で差押えた件数は百二件、金額は五百六十八万八千八百七円であった。」と答弁があった。

位で変わるため、支払いに不足を生じないよう、過去の実績や伸び率、また、国からの通知による算定式によって予算化をしている。」と答弁があった。

「認定第三号 平成二十四年度 室戸市介護認定審査会運営事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

次に、「予備費の不用額が大きい、その必要性は何か。」と質疑があり、「医療費は、インフルエンザ等の発生などの事例があれば、数千円単位の不用額は審査会何回分か。」と質疑があり、「審査会は、十人

第5回定例会・委員長報告

の委員が、五人ずつの二チームで行うが、二十四年度の不用額は、五十一回開催したうちの欠席委員の旅費と報酬の合算である。」と答弁があった。採決の結果、本案は認定すべきものと決した。

〔認定第四号 平成二十四年度 室戸市介護保険事業特別会計 歳入歳出決算の認定について〕

「二百七十九万六千六百六十円の不納欠損の処理について。」質疑があり、「介護保険料は時効が二年であり、死亡や生活困窮でどうしても差押えするものもないということと処理をしたものである。」と答弁があった。

次に、「延滞金加算金及び過料の収入未済額百八十五万五千二百八十円について。」質疑があり、「介護サービスの不正受給に係る介護給付費相当額とそれに対する四〇%の加算額を、介護事業所に対し返還命令をかけたうち、返還に至らなかったものである。」と答弁があった。採決の結果、本案は認定すべきものと決した。

〔認定第五号 平成二十四年度 室戸市海洋深層水給水事業特別会計歳入歳出決算の認定について〕

「海洋深層水使用料について販売水量はどのくらいか。ま

た、一立方メートルあたりの単価は。」と質疑があり、「販売水量は、六十七万三千三百五十二立方メートルである。単価については、原水のパイプライン給水、スタンド給水、濃縮水、脱塩水と種類によって違いがある。また、市内、市外でも単価が違う。一立方メートルあたり原水であれば市内の方は五百四十円、市外の方は六百五十円、濃縮水・脱塩水は、市内七千三百円、市外八千八百円となっている。」と答弁があった。

次に、「施設の稼働率の問題になるが、くみ上げた深層水の有効水量はどのくらいか。」と質疑があり、「二十四時間くみ上げているため、そのうちの四六・二%程度が料金に結びついているが、五三・八%程度は海域へ放流している。」と答弁があった。

採決の結果、本案は認定すべきものと決した。

〔認定第七号 平成二十四年度 室戸市後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について〕

「繰越金について。」質疑があり、「後期高齢者広域連合へ集めた保険料を納付金として納めるが、市の出納期間と二カ月のずれがある。翌年度に納める形となるため繰越金で処理している。」と答弁があっ

た。採決の結果、本案は認定すべきものと決した。

〔認定第八号 平成二十四年度 室戸市水道事業会計決算の認定について〕

「有収水量とならない約二〇%の対処について。」質疑があり、「漏水の委託調査を行うとともに、修繕に早急な対応ができるよう室戸市水道組合と委託契約をしている。」と答弁があった。

また、「昨年の漏水箇所は何か所か。」と質疑があり、「上水道で百二カ所、簡易水道で五十七カ所、合計百五十九カ所であった。」と答弁があった。次に、「電気料金が上がるが水道料金の値上げは考えなくてもよいか。また、収支決算はどうであったか。」と質疑があり、「電気料金の値上げに伴う水道料金の値上げは、今の

ところ考えていない。二十四年度は三千六百万円の黒字であった。」と答弁があった。

採決の結果、本案は認定すべきものと決した。

所管事務調査に関する総務文教委員会委員長報告 (平成二十五年年度 行政視察結果報告)

総務文教委員会は、平成二十五年十一月十八日から二十日までの三日間、行政視察として、十八日、奈良県宇陀市、十九日、三重県尾鷲市、二十日、京都府笠置町を訪問した。

この行政視察には総務文教委員会委員七名が参加をした。まず、視察初日、奈良県宇陀市では「宇陀松山地区の重要伝統的建造物群保存」について視察を行った。

この地区の特徴は、伝統的景観を構成する要素の、町屋・洋館・社寺建築・土蔵・石碑・門・塀などが広範囲にわたり分布している。同市では、平成四十年大宇陀町歴史文化館「薬の館」を行政整備し、その後住民活動とともに行政の施策を進め、平成十六年に大宇陀町伝統的建造物群保存地区保存条例を制定し、住宅主屋や塀の修理・修景事業に取り組んでいる。その保存物件数は、建築物百三十三件、工作物九十件、環境物件二十八件である。同市の関係者から、市が取り組んでいる「重要伝統的建

次に、翌十九日、三重県尾鷲市では、「防災対策について」視察を行った。同市は、室戸市と地勢もよく似ており、総面積に対する山林率や気候、年間降水量の多さなど、よく似た環境である。

同市では、室戸市が現在整備中の津波・地震観測監視システムDONETも整備されている。昭和十九年の東南海地震や昭和四十六年の三重県南



総務文教委員会 行政視察

部集中豪雨など過去に大きな災害があり、その災害から得た教訓を忘れずに、早期避難、率先避難を重視し「津波は、逃げるが勝ち」「揺れてから五分で逃げれば被災ゼロ」をスローガンに、住民への啓発を進めている。また、公共施設に防災情報の配信・収集システムを構築し、情報収集をよりしやすくしたり、カメラの映像や防災無線放送を音声、文字及び映像情報として、各家庭にポータブルテレビを設置し、エリアワンセグで配信する防災情報システムなど、最先端の技術を取り入れながら、防災対策を進めている。

同市関係者から、市が取り組んでいる「防災対策」についての説明があり、その取り組み内容、実施状況等について質疑を行った。

総括として、同市の取り組みの中で、特に興味深かった取り組みは、地震自動開錠ボックスである。市内九カ所の公共施設などの比較的高いビルと避難協力をした建物に設置している。鍵保管ボックスは震度五の揺れを感知し、自動に開錠される仕組みで、休日や夜間でも、鍵を取り出し建物に避難することが可能である。このシステムは東日本大震災後に、何かすぐに取り組める対策はないかと検討され、実施した防災対策の一つ

である。また、独自の津波シミュレーションCGを製作しており、ふだん住み慣れた町が津波により浸水する様子を製作し、啓発活動に利用している。住み慣れた風景であるため、住民も関心を示し、啓発に最も有効であるとのことであった。このような取り組みは、室戸市においても大いに参考になる取り組みであり、大きな成果として視察を終えた。

次に、最終日二十日は、京都府笠置町において「食文化のまちづくり」について視察を行った。

同町は、近年過疎化や高齢化が進行し、観光入込客の減少が続いていることから、地域活性化の一環として鍋フェスタを企画した。平成二十二年に第二十六回国民文化祭京都二〇一のプレイベントとして開催した、食文化の祭典「山の恵」ご当地フェスタが始まりとなり、今年で四回目の「全国ご当地鍋フェスタN1グランプリ」を開催している。

同市関係者から、全国ご当地鍋フェスタの実施概要等について説明があり、その取り組み内容等について質疑を行った。

ることを目的として、フェスタと同時に、全国ご当地グルメの販売やご当地キャラ集合で、活気に満ちたイベントとして開催している。平成二十四年度は高知県南国市のシャモ鍋が参加している。今後の課題としては、会場設定の改良が必要であること。同町の宿泊施設が少なく、参加団体の宿泊も困難であることなどで、継続開催の難しさを感じているとのことである。

総括として、行政だけでなく

所管事務調査に関する産業厚生委員会委員長報告
(平成二十五年度 行政視察結果報告)

産業厚生委員会は、平成二十五

十五年十一月二十六日から二十八日までの三日間、委員五名が参加し行政視察を行った。

初日二十六日の香川県土庄町豊島では、「芸術祭を活かした観光振興、棚田の復元・島キッチン・いけす等による産業振興、産業廃棄物等処理事業について」視察を行う予定であったが、悪天候によりフェリーが欠航しており、残念ながら豊島に渡ることができず、やむなく中止とした。

翌二十七日、岡山県岡山市岡山理科大学においては、「好適環境水を用いた養殖施設」

く地域住民一体となり、地域の大切なブランドとして魅力ある地域づくりにつなげていくことを目標にしており、室戸市のジオパークに相通ずるところであり、非常に勉強になった。

二泊三日の限られた時間での視察ではあったが、大いに参考になるべき事例があり、室戸市における行政課題に取り組む方向性、必要性を示された視察であった。

てみたい。」とゆうユニークな発想から始まったそうだ。好適環境水は、海水に含まれている六〇成分のうち、魚の浸透圧調整に関わる「ナトリウム」「カルシウム」「カリウム」の三つの成分に着目し、その適正な濃度を淡水に加えることにより作られている。この好適環境水を使った養殖のメリットは、次の五点である。

一点目、人工的に管理された環境であるため、自然の影響により生産量が左右されにくく、安心して安全な養殖ができる。

二点目、好適環境水は浸透圧の調整が必要ないためエネルギーが少なくて済み、その分成長が早い。実際、種苗生産室でウナギの稚魚を海水・淡水好適環境水で育てていたが、その差は歴然として、好適環境水の水槽のウナギが一番大きく育っていた。

三点目、病気が発生しにくい。海水にも淡水にも病原体は存在するけれども、そのどちらでもないため、病気も発生しにくく、結果、ホルマリなど危険な薬に頼らない養殖ができる。

四点目、場所を選ばない。山本先生の言葉をかりれば、水さえあれば砂漠の中でも海水魚を育てることができ、砂漠を漁村に変えることも可能

となる。

五点目、水をリサイクルして使用できる。ろ過方式の改善により、少ない水での養殖が可能となり、実際に十八カ月間、水の入替えなしで養殖が実現している。

好適環境水の研究が、二〇〇八年から二〇〇九年にかけてメディアで報道されるようになり、さまざまな企業からの共同研究開発の出資の申し出があったそうだが、これらの資金提供の話をすべて断り、岡山理科大学の理事長の英断で、三億五千万円を投じて二〇一〇年三月に完成した施設が「生命動物教育センター」である。

このセンターの完成により、現在までの研究から、トラフグ、ヒラメ、シマアジ、ウナギ、クエ、クルマエビが適合魚種となっているが、そのほかには、種苗生産室でアナゴの養殖実験も行われていた。また、魚を飼育している栄養たっぷりの水を使用して行う複合農業、海水で栽培することが難しい植物も好適環境水で栽培することが可能であり、水を循環ろ過する過程の中で植物を栽培する研究も行われている。これが実現すれば、魚の養殖と植物の栽培がひとつの施設の中で可能となる。センターで研究飼育されたトラフグは、冬の天然フグ並

みの一キログラム四千円の高値がつき、通常の養殖フグよりも甘みがあり、身もしつかりしていると評価も上々で、「おかやま理大フグ」とネーミングされている。そのほかには、「理大青ウナギ」、「理大クエ」として出荷され、味も好評で高値で取引されている。

今年七月一日に公開された水産白書の中に、陸上養殖(閉鎖循環式魚類養殖)への取り組みがはじめて盛り込まれた。その背景には、高生産性が期待できることや生産場所に限定されず、震災に強い魚工場の利点に国が注目したものである。

まだまだ研究過程にあり、課題もあるが、生産効率やシステムも年々向上しており、好適環境水を使用した魚工場が実現するのもしや遠くはないように思った。

次に、二十八日には、島根県大田市を訪問し、世界遺産である「石見銀山を活用した観光について」川島観光振興課長さんから石見銀山遺跡の概要、行動計画等について説明を受けた。

大田市は、島根県の中央部に位置し、松江・出雲市圏と浜田・益田市圏の中間にあたり、県央の拠点都市としての役割を期待された地域で、人口は約三万八千人である。

平成十七年六月から「石見銀山を未来に引き継ぐために」民間と行政の協働により、石見銀山協働会議がスタートし、平成十九年七月に日本では十四番目、鉱山・産業遺産としてはアジア初の世界遺産登録となった。

運営としては、市役所内部に「石見銀山プロジェクトチーム」を結成し、保存管理、調査研究は「石見銀山課」で、来訪者の受け入れ活用は「観光振興課」、また、情報発信については双方で情報共有しながら行っている。

石見銀山は、遺跡自体とこれを取り巻く自然、そして人々の暮らしが一体となって価値を持つ遺産である。この遺産を未来に引き継いでいくための行動指針として、石見銀山行動計画が策定されている。

その、石見銀山行動計画に基づいた官民協働の取り組みのなかで、銀山観光の特徴でもある「石見銀山方式パークアンドライド」を実施している。これは、世界遺産登録以降、観光客が急増し、静かだった山間の住民生活に支障をきたすことから、一般の乗用車や観光バスの乗り入れを規制するもので、車は世界遺産センターに駐車し、路線バスで目的地に行くといった「歩く観光」への転換を図ったものである。

また、石見銀山行動計画に基づくものとして、「石見銀山基金」の設置があり、平成二十四年三月末現在で約三億五千万円に達している。

この基金は、平成二十三年からNPO法人石見銀山協働会議が助成事業の運営主体となり、民間団体による石見銀山遺跡を「守り、活かし、究め、伝える」活動として、市内小中学校の石見銀山学習への助成が行われている。

石見銀山の観光客数は、従来、十万人程度であったが、平成十三年の世界遺産暫定リスト入りから増加し、平成十八年度四十万人、平成二十年度八十一万三千二百人、平成二十二年度五十四万八千八百人、平成二十三年度四十九万八千七百人、平成二十四年度四十三万二千二百人となっている。

今後は、五十万人程度の安定した入り込み客数を目指しているそうだ。

観光客のうち、ガイド利用者数は、平成十八年度二万一千人、平成二十三年度五万二千二人となっている。現在のガイド登録会員は六十九人であるが、ガイドの高齢化が問題である。

世界遺産登録後、町並み地区の出店数も空き家利用などにより平成十八年度の三十二店舗から平成二十四年度には五十店舗に増加している。

昨年は、世界遺産登録五周年事業として「石見銀山ウォーキングミュージアム」を展開し、地域の魅力を発信する取り組みを進めてきたそうだ。今後の取り組みとしては、

- 一 魅力的な取り組みの継続実施
 - 二 着地形観光商品の企画販売
 - 三 都会や観光関連メディアへの情報発信力の強化
 - 四 観光振興を牽引する観光協会の組織強化
 - 五 広域連携の強化
- が上げられている。

課題としては、室戸市同様、通過観光地であるため経済的効果に結びつかない点、周辺地域への周遊が上げられており、規模さえ違え、石見銀山遺跡を活用した観光事業への大田市の取り組みは、参考になるものであった。

大田市役所での質疑のあと、「石見銀山世界遺産センター」を見学し、石見銀山遺跡全体のジオラマを使って説明を受けた。この施設は、石見銀山の歴史や鉱山技術の紹介、出土遺物や模型・映像を通じて世界遺産としての価値を体感できるシステムで、銀山遺跡をすべて回らなくても全体像が分かるようになっていた。そのあと、石見銀山遺跡のうち、大森町の町並みを、ガイドさんの案内で現地視察を行った。

第5回定例会・委員長報告・閉会中の主な議会活動

この大森銀山地区は、鉾山に隣接して発展した陣屋町で、代官所屋敷跡の石見銀山資料館や、重要文化財に指定されている商家、武家屋敷など歴史と文化の香りが漂う重要伝統的建造物群保存地区である。公開している施設の中には、一部、体験学習に貸し出ししているものや、復元された武家屋敷では、四季折々、地元旬の食材を活かした料理を提供する食事処として活用しているものもある。そのほかにも、空き家対策により、昔ながらのたたずまいのカフェや、雑貨店、土産物店などへの活用が図られている。また、電線類は地中化し、郵便ポストなどもすべて木製で、エアコンの室外機も木枠などできれいに覆われており、景観への調和を図る細やかな配慮が見られた。

最後に、住民自らが作った石見銀山大森住民憲章を紹介する。

このまちには暮らしがあります。

私たちの暮らしがあるからこそ世界に誇れる良いまちなのです。

私たちはこのまちで暮らしながら人との絆と石見銀山を未来に引き継ぎます。

歴史と遺跡そして自然を

守ります。
安心して暮らせる住みよ
いまちにします。
おだやかさと賑わいを両
立させます。

二泊三日の限られた時間での視察ではあったが、岡山理科大学の「好適環境水を用いた養殖施設」は、将来の室戸市の漁業を考えるうえでも大いに参考となる事例ではないかと思う。

「石見銀山を活用した観光について」は、大田市の抱える課題等々が、室戸市と共通した部分も多く、課題を打破するための知恵と努力が求められるものであると実感した。また、観光事業だけでなく、ジオパーク拠点施設や吉良川の町並みの課題にも活かせるものではないかと考えさせられた。いずれも、大いに参考になる事例であり、室戸市における行政課題に取り組み方向性、必要性を示された視察であった。



産業厚生委員会 行政視察

閉会中の主な議会活動

- ◆10月17日 第64回四国市議会議長会理事会に正副議長出席
- ◆10月21日 決算審査のため、総務文教委員会開催
- ◆10月22日 安芸広域市町村圏事務組合議会臨時会及び議員協議会に議長出席
- ◆10月24日 山口県議会共産党会派が行政視察のため本市を訪問
- ◆11月 5日 決算審査のため、産業厚生委員会開催
- ◆11月 6日 全国市議会議長会評議員会に議長出席
- ◆11月 6日 四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟総会及び道路整備の充実を求める四国東南部大会に副議長出席
- ◆11月18日～20日 総務文教委員会行政視察
- ◆11月22日 高知県東部地域博覧会推進協議会設立総会に議長出席
- ◆11月25日 議会運営委員会開催
- ◆11月26日 芸東衛生組合議会定例会に議長及び関係議員出席
- ◆11月26日 和歌山県串本町議会総務産業建設委員会が行政視察のため本市を訪問
- ◆11月26日～28日 産業厚生委員会行政視察
- ◆12月 3日 議会運営委員会開催
- ◆12月 4日 安芸広域市町村圏事務組合議会定例会に議長出席

定例会の傍聴にお忙しくて 来られない市民の皆様

行政の動きがご理解頂けるように編集委員一同、「簡明で判り易い紙面に!」の思いを込めて議会だよりを編集いたしました。

市民が安心して暮らせる郷土を目指し議員一同、より一層の努力をしてまいりますので、今後共ご指導ご鞭撻をよろしく願いたします。

〈編集委員一同〉

議会の傍聴に おいでください。

次の議会定例会は
3月上旬です。

議会事務局
☎22-5140

